

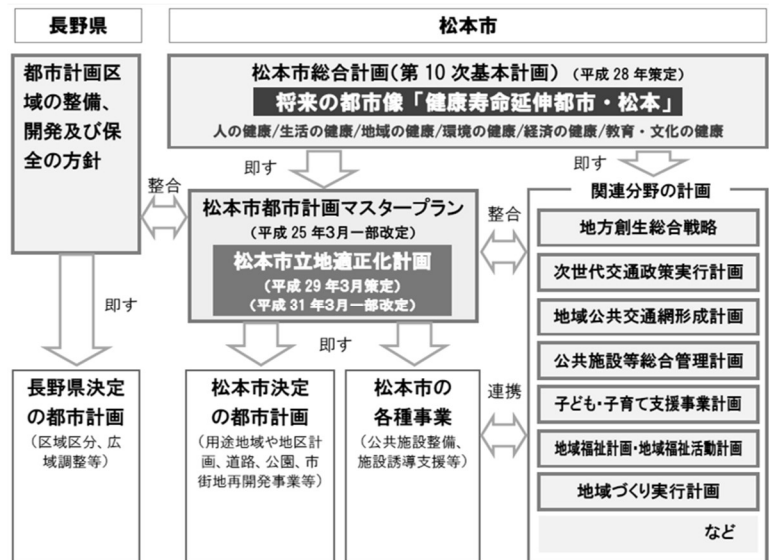
松本市都市計画マスタープランの見直しについて

1 趣旨

合併に伴う市域の拡大や社会経済情勢の変化に対応するために策定した松本市都市計画マスタープラン（H22.3策定、H25.3一部改定）について、上位・関連計画との整合を図りつつ、さらに魅力と活力にあふれる都市を構築するため、計画改定に向けた取組みに着手するものです。

2 計画の位置付け

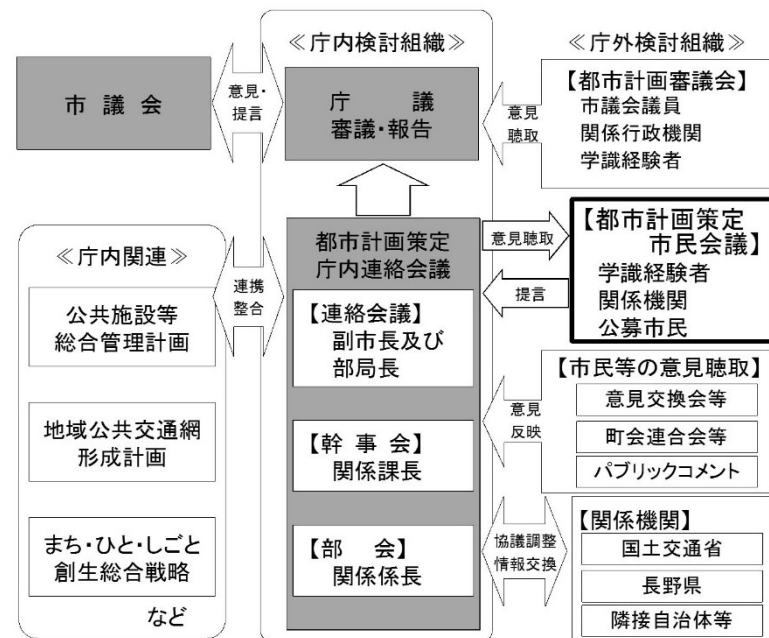
松本市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めたものであり、市町村が定める都市計画はこの基本方針に即したものでなければなりません。なお、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部として見なされます。



上位・関連計画との関わり

3 計画策定の体制

様々な分野の専門家や公募市民等で構成する「松本市都市計画策定市民会議」などで協議するとともに、市民を対象とした意見交換会などを開催し、広く市民意見を聴取しながら策定します。



計画策定の体制

4 上位・関連計画の改定予定

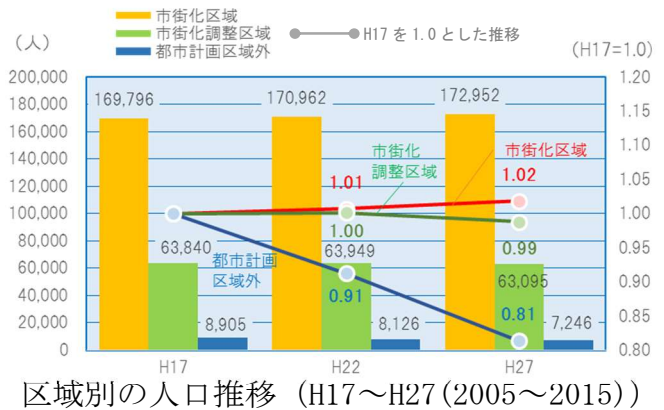
- | | |
|----------|-----------------------|
| H31. 3 | 長野県都市計画ビジョン（改定） |
| | 松本市立地適正化計画（一部改定） |
| R 2年度末まで | 松本都市計画区域マスタープラン（改定） |
| | 第7回区域区分定期見直し（決定告示） |
| | 松本市総合計画（次期計画）（策定） |
| | 松本市次世代交通政策実行計画（中間見直し） |

5 見直しの視点

(1) 郊外部におけるコミュニティ維持

ア 平成27年国勢調査では本市の人口は「微増」し、今後も市全体の人口減少スピードは比較的緩やかに推移すると推測

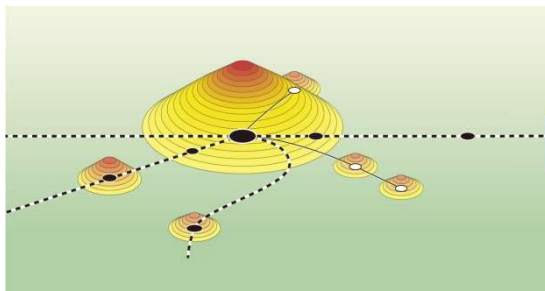
イ 郊外部（市街化調整区域や都市計画区域外）では、すでに人口減少や高齢化の進行が顕著



【主な変更の視点：郊外部における地域コミュニティ維持】

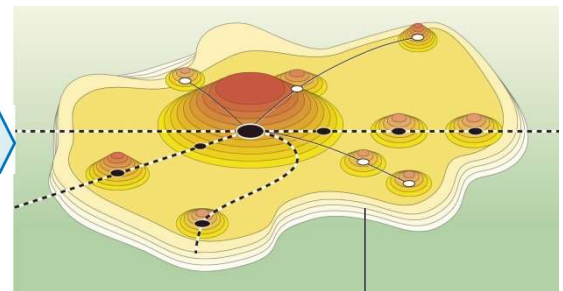
- ・地域コミュニティを維持するためのあり方、公共交通ネットワークなどによる地域間連携の強化
- ・「35地区を基盤とする地域づくり」に根付いたコミュニティの維持を目的とした都市計画制度の活用策の導入

(1) かつての市街地



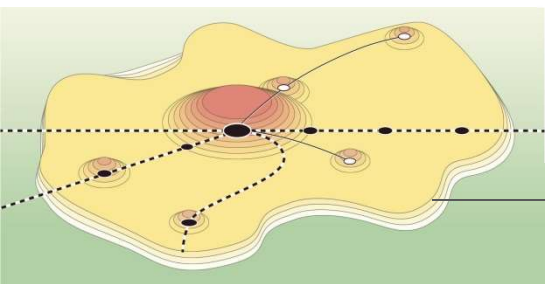
中心部に基幹的市街地、郊外は低密で分散

(2) 今の市街地(現状)



全面的な市街化の進行過程

(3) 低密度になった拡散市街地



市街地が全体的に希薄化

今までの市街化の傾向

現状のまま市街地が拡散(すう勢)

人口増加や自動車依存の進行に伴い市街地が拡大

市街地全体が低密度となり、生活を支える施設が減少することが懸念

市街地の変遷イメージ

(2) 松本市の特性を活かした新たな活力の創出に向けた土地利用

ア 松本市工業ビジョン（H31.3策定）では、市内事業者等へのアンケート結果に基づき、以下について検討すべき課題として整理

- ・新たな重点分野の検討（食料品製造分野、高度な産業用機械分野など）
- ・新たな企業誘致方針とあわせて計画的に工業団地の造成を検討

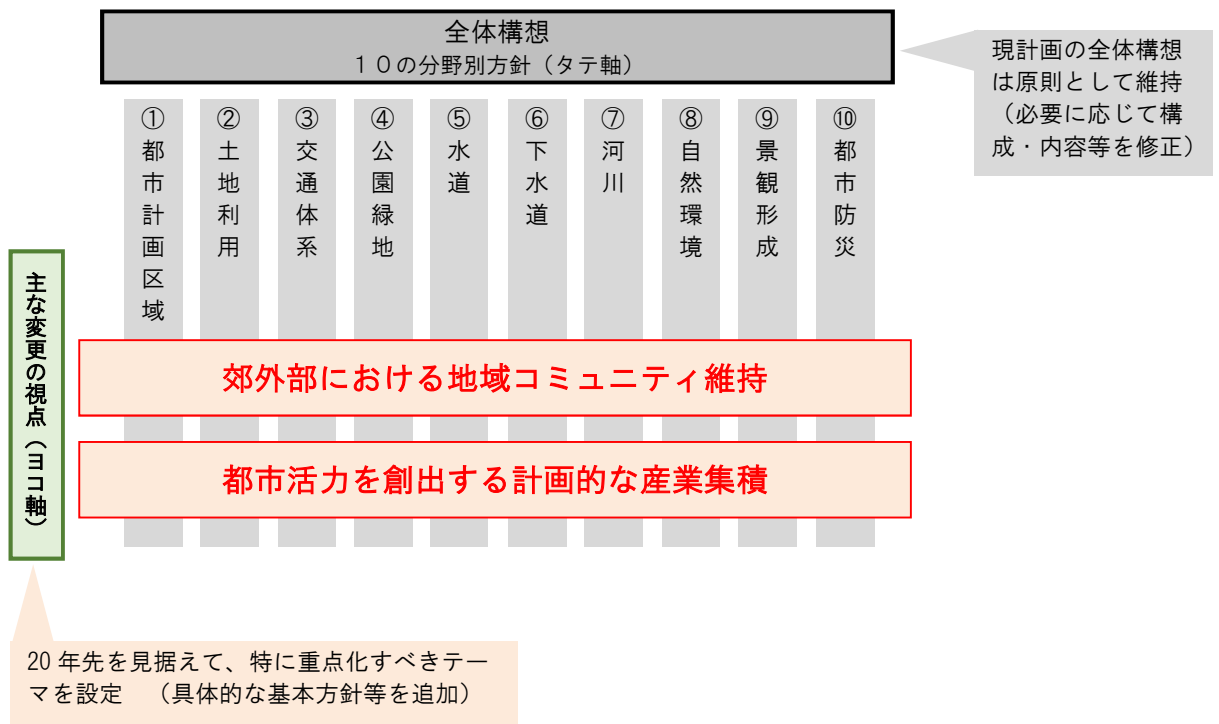
【主な変更の視点：都市活力を創出する計画的な産業集積】

- ・事業者ニーズを捉えた新たな産業系土地利用のあり方
- ・広域交通ネットワークと連携した交通拠点周辺（IC周辺や鉄道駅周辺など）の土地利用の方針

6 松本市都市計画マスタープラン見直しの方向性

【都市マス改定の基本的考え方】

区分	改定の考え方	
対象区域	⇒松本市全域を対象（＝都市計画区域外も含む行政区域全体）	
計画期間	⇒令和3年度（2021年）～令和22年度（2040年）	
計画構成	⇒現行計画と同じ構成（ただし内容に応じて適宜変更・追加を検討）	
	全体構想	⇒10の分野別で整備方針を整理 ただし「主な改定の視点」加えを10の分野に横断的に検討
	地域別構想	⇒14地域区分で構成



松本市都市計画マスタープラン見直しの流れ

